

欧州委員会、ジェネリック医薬品の参入を遅らせた  
ジョンソン・エンド・ジョンソン社とノバルティス社に制裁金

2013年12月16日  
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会競争総局は、12月10日、米国の製薬企業ジョンソン・エンド・ジョンソン(J&J)社に1079.8万ユーロ、スイスの製薬企業ノバルティス社に549.3万ユーロの制裁金を科す決定を下した旨、プレスリリースを行った。両社のオランダ子会社が2005年に結んだ合意が、鎮痛剤フェンタニルのジェネリック医薬品のオランダ市場参入を遅らせるものであり、EU運営条約(TFEU)第101条が禁ずる反競争的合意であったと判断した。

プレスリリースによると、フェンタニルはモルヒネの100倍の効き目を持つ鎮痛剤で、特に癌患者に用いられる。2005年、J&J社のデポ・パッチ製剤の特許保護期間が満了し、ノバルティスのオランダ子会社であるサンドがジェネリック医薬品の上市をしようとしていた。しかし、サンドはJ&Jのオランダ子会社と、「共同販促(co-promotion)合意」という名の合意を結び、この合意によりサンドに支払われる金額がジェネリック医薬品を販売した場合に期待される利益を超えていたため、サンドは市場に製品を投入しなかった。両社がこの合意を結んだのは、ジェネリック医薬品を上市せずに現状の高い価格を維持するためであり、また、サンドが実際には共同販促活動をほとんど行っていなかったとして、欧州委員会は、この合意の目的は反競争的であってTFEU第101条に違反すると判断した。

さらにプレスリリースは、本件の反競争的合意によって損害を受けた者は、EU加盟国の裁判所において損害賠償を請求できるとしている。

欧州委員会は、2008年1月から反トラストに係る製薬業界の特許和解の実態について調査を行っていたが、2009年7月にまとめられた最終報告書で、新薬開発企業が、保有する特許を用いてジェネリック医薬企業の市場参入を遅くしたりブロックしたりするなど、問題のある和解合意が行われている結果、製薬業界において競争が阻害されていると指摘していた。その後、欧州委員会は、本件を含む計4件の事案について、競争法違反の調査を開始し、2013年6月にはデンマークのルンドベック社等に制裁金を科す決定を下していた。

— 欧州委員会のプレスリリースは、以下参照 —

[Antitrust: Commission fines Johnson & Johnson and Novartis € 16 million for delaying market entry of generic pain-killer fentanyl](#)

— 欧州委員会による製薬業界の競争法違反の調査状況についての欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[欧州委員会, ジェネリック医薬品の参入を遅らせたルンドベック社等に制裁金 \(2013 年 6 月 20 日\) \(PDF\)](#)

[欧州委員会, 反トラストに係る製薬業界の調査状況について発表 \(2013 年 2 月 1 日\) \(PDF\)](#)

(以上)